



子どもを持つすべての家庭が、地域で安心して子育てができるよう、会員のみなさまを結び、相互援助活動をサポートします。

安芸市ファミリー・サポート・センターは、子育ての「援助を受けたい人」（おねがい会員）と、「援助ができる人」（まかせて会員）が会員となって、子育ての助け合いを行う有償のボランティア組織です。

地域の皆さんで、子育て家庭を支援することにより、安心して子育てができる環境づくりをサポートし、活動を通して、地域コミュニティの活性化を図ることを目的としています。



あなたの子育て
応援します!

安芸市
ファミリー・サポート・センター

みるきい



ファミサポの仕組み



おねがい会員
(依頼会員)
子育ての援助を受けたい人

- 安芸市内在住の人
- おおむね生後6ヶ月から小学生までのお子さんをお持ちの人

両方会員

「おねがい会員」と「まかせて会員」の両方を兼ねる人

- 「養成講座」の受講を修了した人

まかせて会員
(提供会員)
子育ての援助ができる人

- 安芸市内在住の20歳以上の人
- 心身ともに健康で、自宅で子どもを預かることのできる人
- 「養成講座」の受講を修了した人

こんな時にご利用できます。

今日は、残業で帰りが遅くなりそう...

保育所や小学校の送り迎え (放課後の預かり)

今日は、体調がすぐれない...

病院等の通院の間の預かり

たまには、リフレッシュしたい...

美容院や買い物ショッピングの間の預かり



利用料金 (報酬) 基準

報酬 (利用料金)	
時間帯等	1 時間
午前 7 時～午後 7 時	600 円
午後 7 時～午後 9 時	700 円
土日祝	700 円
年末年始 12/29～1/3	700 円

補償保険制度

会員には、安心して活動に参加できるように「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」「研修・会合傷害保険」

保険料は、センターが負担します。

お問合せ・申込先

社会福祉法人 安芸市社会福祉協議会
〒784-0007 高知県安芸市寿町2番8号
電話 (0887) 35-2915 (代)
ファミサポ **みるきい** 0887-34-3540 (直通)
さーごよう
aki-fs@aki-wel.or.jp (メール)



おねがい会員(依頼会員)

<面接時の準備物>
★身分を証明できるもの
(運転免許証・健康保険証など)

1 会員登録

- ①相互援助活動の趣旨と事業の内容をご理解のうえ、「入会申込書」に必要事項を記入し、センターへ持参(原則)し、お申し込みください。
- ②預けるお子さんと一緒に面接を行い、詳しい援助内容や条件の確認を行います。

★依頼内容と調整がつかずご希望に添えないこともあります。
★連絡は、希望日から1~2週間前を目安にお願いします。

2 援助の申込み

- ①希望する日時・場所等をセンターに連絡ください。
- ②センターから依頼内容に応じた「まかせて会員」に連絡します。

★センターから「おねがい会員」に「紹介状」を発行します。

3 事前打ち合わせ(マッチング)

- ①「まかせて会員」と「おねがい会員とお子さん」・「アドバイザー」とで、事前に援助内容や緊急時の連絡方法など、援助活動の打合せを行います。
- ②信頼をもって、お互いに理解し合うことが出来たら、会員間で契約します。
※契約に至らなかった場合は、他の「まかせて会員」をご紹介します。

4 援助の開始

- ①事前打ち合わせ通りの日時・場所・内容で援助を受けます。
- ②2回目以降の援助は、「おねがい会員」から「まかせて会員」に直接依頼できます。援助が決まったら、必ず事前にセンターにご連絡をお願いします。連絡が無い場合は、補償保険は適用されません。

5 活動終了・報酬の支払い

- ①「まかせて会員」が記入した「援助活動報告書」の内容を確認後、「まかせて会員」に直接報酬を支払います。



会員登録

まかせて会員
紹介の申込み

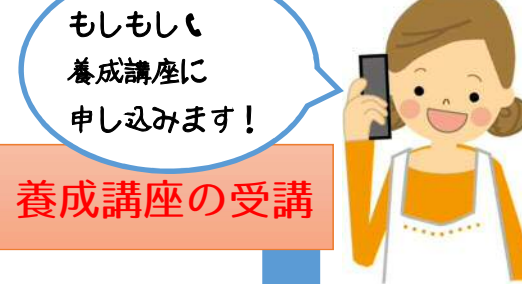
ファミリー・サポート・センター
(アドバイザー)
みるきい

まかせて会員
の紹介

事前打ち合わせ(マッチング)
「おねがい会員とお子さん」
「まかせて会員」・「アドバイザー」

おねがい会員

まかせて会員へ
報酬の支払い



養成講座の受講

会員登録

おねがい会員
援助の打診

まかせて会員

センターへ
活動報告書の提出

援助の依頼

援助を提供

料金(報酬)

まかせて会員(提供会員)

<面接時の準備物>
★身分を証明できるもの
(運転免許証・健康保険証など)

1 会員登録

- ①養成講座の受講を修了してください。
「養成講座の日程は別途お知らせしますので、お問合せ下さい。」
- ②会員登録のための面接を行い、援助可能な日時・場所・条件などを確認します。

★依頼内容と都合がつかない場合は、遠慮なくお知らせください。

2 援助の依頼を受ける

- ①依頼(連絡)を受けた「まかせて会員」は、援助の日時など条件が合えば承諾をお願いします。

★センターから「お願い会員」に「紹介状」を発行します。

3 事前打ち合わせ(マッチング)

- ①「まかせて会員」と「おねがい会員とお子さん」・「アドバイザー」とで、事前に援助内容や緊急時の連絡方法など、援助活動の打合せを行います。
- ②信頼をもって、お互いに理解し合うことが出来たら、会員間で契約します。

4 援助の開始

- ①事前打ち合わせ通りの日時・場所・内容で援助を行います。
- ②2回目以降の援助は、「おねがい会員」から「まかせて会員」に直接依頼がきます。援助が決まったら、必ず事前にセンターにご連絡をお願いします。連絡が無い場合は、補償保険は適用されません。

5 活動終了・報酬の受け取り

- ①活動内容を「援助活動報告書」に記入し、「おねがい会員」に内容を確認してもらい、報酬を受け取ります。
- ②「援助活動報告書」を、翌月5日までに、センターへ提出します。



ファミサポ **みるきい** の名称には、子育て家庭をあたためて見守っていきたいという願いと、お子さんを「見よるきね工」「安心してね工」の地域の声が込められています。

